

本県への「まん延防止等重点措置」の適用については、県から国に対して解除の要請を行い、国の政府対策本部において、9月12日（日）をもって解除する決定がされました。

県から解除要請を行った理由

- **新規の感染者数が減少傾向 → 直近 1 週間の新規感染者数が 2 週間で半減 (48%減少)**
《直近 1 週間の新規感染者数》
 - ・まん延防止等重点措置の適用が始まった 8 月 27 日 : 609 人
 - ・まん延防止等重点措置の解除が決定された 9 月 9 日 : 317 人
- **医療への負荷が軽減 → 病床占有率が 7 ポイント改善**
 - ・まん延防止等重点措置の適用が始まった 8 月 27 日 : 43.8%
 - ・まん延防止等重点措置の解除が決定された 9 月 9 日 : 36.8%
- **県内の感染状況に応じた柔軟な対策が可能**
 - ・「まん延防止等重点措置」の適用期間中は、国が定めた「基本的対処方針」に基づき、全国一律の対策を行う必要があるため、感染状況が改善しても柔軟に対策を講じることが難しい。
 - ・適用が解除されることにより、県の裁量において感染状況に応じた柔軟な対策の実施が可能となる。

本県の実情にそぐわない可能性のある対策の例：出勤者数の 7 割削減
県民・事業者に過度な負担となり得る対策の例：全県域を対象とする不要不急の外出自粛
飲食店等への終日にわたる酒類提供禁止